

西尾市 訪問介護相当サービス(独自)サービスコード表 (1単位:10.42円) 令和7年4月～

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位		
種類	項目									
A 2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 1176単位				1,176	1月につき	
A 2	2111	訪問型独自サービス11日割			日割りの場合	÷	30. 4日	39単位	39	1日につき
A 2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合 2349単位				2,349	1月につき	
A 2	2211	訪問型独自サービス12日割			日割りの場合	÷	30. 4日	77単位	77	1日につき
A 2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合 3727単位				3,727	1月につき	
A 2	2321	訪問型独自サービス13日割			日割りの場合	÷	30. 4日	123単位	123	1日につき
A 2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な指定相当訪問型サービスである場合				287	1回につき	
A 2	2511	訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合			179		
A 2	2621	訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合			220		
A 2	1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体的介護が中心である場合				163		
A 2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算			-12	1月につき
A 2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割りの場合	÷	30. 4	1単位減算	-1
A 2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算			-23	1月につき
A 2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合	÷	30. 4	1単位	-1
A 2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(2) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算			-37	1月につき
A 2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割りの場合	÷	30. 4	123単位	-1
A 2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な指定訪問型サービスである場合				-3	1回につき	
A 2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合			-2		
A 2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合			-2		
A 2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体的介護が中心である場合				-2		
A 2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算			-12	1月につき
A 2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	1単位減算			-1
A 2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2) 1週に2回程度の場合	23単位減算			-23	1月につき
A 2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	1単位減算			-1
A 2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位減算			-37	1月につき
A 2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合	1単位減算			-1
A 2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合				3単位減算	1回につき
A 2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合			2単位減算	
A 2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二) 所要時間45分以上の場合			2単位減算	
A 2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3) 短時間の身体介護が中心である場合				2単位減算	
A 2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10%減算					1月につき	
A 2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15%減算						
A 2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算						
A 2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算					1日につき
A 2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算					
A 2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算					
A 2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10%加算				1月につき
A 2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10%加算				1日につき
A 2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10%加算				1回につき
A 2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5%加算				1月につき
A 2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5%加算				1日につき
A 2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5%加算				1回につき
A 2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			200単位加算			200	1月につき
A 2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算			(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100単位加算	
A 2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ				(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位加算	
A 2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算			50単位加算			50	1回につき
A 2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)				所定単位数の245/1000加算	1月につき
A 2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)				所定単位数の224/1000加算	
A 2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)				所定単位数の182/1000加算	
A 2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)				所定単位数の145/1000加算	

※合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。